

令和元年度

一般会計補正予算書
(第2号)

壱岐市

議案第12号

令和元年度壱岐市一般会計補正予算（第2号）

令和元年度壱岐市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 672,300 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24,724,300 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年8月9日提出

壱岐市長 白川博一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
10 地方交付税		8,983,694	17,000	9,000,694
	1 地方交付税	8,983,694	17,000	9,000,694
18 繰入金		2,906,837	653,000	3,559,837
	1 基金繰入金	2,906,837	653,000	3,559,837
21 市債		2,328,200	2,300	2,330,500
	1 市債	2,328,200	2,300	2,330,500
歳 入 合 計		24,052,000	672,300	24,724,300

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
2 総務費		4,346,326	660,000	5,006,326
	1 総務管理費	3,991,306	660,000	4,651,306
10 災害復旧費		193,755	12,300	206,055
	1 農林水産施設災害復旧費	185,968	5,000	190,968
	2 公共土木施設災害復旧費	7,787	7,300	15,087
歳 出 合 計		24,052,000	672,300	24,724,300

第2表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業債	5,600	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。	7,900	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	8,983,694	17,000	9,000,694
18 繰入金	2,906,837	653,000	3,559,837
21 市債	2,328,200	2,300	2,330,500
歳入合計	24,052,000	672,300	24,724,300

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	4,346,326	660,000	5,006,326
10 災害復旧費	193,755	12,300	206,055
歳 出 合 計	24,052,000	672,300	24,724,300

(単位 : 千円)

補 正 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	653,000	7,000
0	2,300	0	10,000
0	2,300	653,000	17,000

2. 歳入

10款 地方交付税

1項 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1 地方交付税	8,983,694	17,000	9,000,694
計	8,983,694	17,000	9,000,694

18款 繰入金

1項 基金繰入金

1 基金繰入金	2,906,837	653,000	3,559,837
計	2,906,837	653,000	3,559,837

21款 市債

1項 市債

9 災害復旧事業債	5,600	2,300	7,900
計	2,328,200	2,300	2,330,500

(単位 : 千円)

節		説明	
区分	金額		
1 地方交付税	17,000	普通交付税	17,000

8 合併振興基金繰入金	653,000	合併振興基金繰入金	653,000

1 単独災害復旧事業債	2,300	公共土木施設等災害復旧事業（単独）	2,300

3. 歳出

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
7 情報管理費	670,753	660,000	1,330,753	0	0	653,000
計	3,991,306	660,000	4,651,306	0	0	653,000

10款 災害復旧費

1項 農林水産施設災害復旧費

1 農地及び農業用施設災害復旧費	185,968	5,000	190,968	0	0	0
計	185,968	5,000	190,968	0	0	0

10款 災害復旧費

2項 公共土木施設災害復旧費

1 公共土木施設災害復旧費	7,787	7,300	15,087	0	2,300	0
計	7,787	7,300	15,087	0	2,300	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
7,000	7 賃金	1,483	事務雇賃金 1,483
	11 需用費	1,500	燃料費 60 印刷製本費 1,440
	12 役務費	2,880	郵便料 2,880
	13 委託料	609,609	システム改修業務 599,742 設計監理業務 9,867
	14 使用料及び賃借料	198	船車借上料 198
	18 備品購入費	44,330	機械器具費
7,000			

5,000	9 旅費	114	普通旅費 114
	11 需用費	2,076	消耗品費 76 修繕料 2,000
	13 委託料	2,810	査定設計書作成業務 2,810
5,000			

5,000	11 需用費	5,000	修繕料 5,000 修繕料（インフラ資産）
	13 委託料	2,300	測量設計業務 2,300 測量設計業務（インフラ資産・工作物）
5,000			

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普通債	20,060,094	21,909,515	1,822,600	2,215,389	21,516,726
(1) 総務	137,152	124,878	0	12,528	112,350
(2) 民生	43,607	42,875	0	3,866	39,009
(3) 衛生	0	0	0	0	0
(4) 農林水産	1,528,249	1,310,117	4,100	195,121	1,119,096
(5) 商工	42,600	61,700	75,400	448	136,652
(6) 土木	654,865	564,106	24,100	93,176	495,030
(7) 公営住宅	587,838	760,511	151,700	11,098	901,113
(8) 消防	3,300	64,800	115,000	0	179,800
(9) 教育	606,569	983,890	0	26,078	957,812
(10) 辺地	1,812,845	1,841,238	265,000	256,668	1,849,570
(11) 過疎	6,007,179	6,425,137	911,500	681,990	6,654,647
(12) 合併特例	8,635,890	9,730,263	275,800	934,416	9,071,647
2. 災害復旧債	286,769	573,107	7,900	28,098	552,909
(1) 補助	101,660	270,750	0	10,770	259,980
(2) 単独	185,109	302,357	7,900	17,328	292,929
3. その他	6,729,699	6,814,619	500,000	452,788	6,861,831
(1) 臨時財政対策債	6,729,699	6,814,619	500,000	452,788	6,861,831
(2) 減税補てん債	0	0	0	0	0
(3) 臨時税収補てん債	0	0	0	0	0
合計	27,076,562	29,297,241	2,330,500	2,696,275	28,931,466

発議第2号

令和元年8月9日

壱岐市議会議長 小金丸 益明 様

提出者 壱岐市議会議員 町田 正一

賛成者 壱岐市議会議員 鵜瀬 和博

同 上 中田 恭一

壱岐市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

(提案理由)

委員会の所管する事項の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

壱岐市議会委員会条例の一部を改正する条例

壱岐市議会委員会条例（平成16年壱岐市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「市民部」の次に「、保健環境部」を加え、「、保険課、健康増進課」を削り、同項第2号中「、環境衛生課」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。